

○総務省告示第二十五号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年五月二十日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第七十九 比吸収率（SAR）の測定方法</p> <p>第一 人体（<u>側頭部</u>及び両手を除く。）における比吸収率（SAR）の測定方法 【一～五 略】</p> <p>第二 人体<u>側頭部</u>における比吸収率（SAR）の測定方法 【一～六 略】</p>	<p>別表第七十九 比吸収率（SAR）の測定方法</p> <p>第一 人体（<u>頭部</u>及び両手を除く。）における比吸収率（SAR）の測定方法 【一～五 同左】</p> <p>第二 人体<u>頭部</u>における比吸収率（SAR）の測定方法 【一～六 同左】</p>
<p>備考 表中の「」の記号は付記される。</p>	